

## **[事案 28-266] 入院給付金支払請求**

・平成 29 年 10 月 11 日 和解成立

### **<事案の概要>**

特定部位不担保法の特別条件の適用により、入院給付金が支払われないことを不服として、部位不担保の解除および給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 6 月に契約した医療保険について、契約時、当該疾病が完治したら部位不担保が解除される旨の説明を受けていなかったこと等の理由により、特定部位不担保法適用の理由となった疾病が完治した日に遡って全期間部位不担保を解除し、入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約時、特定部位不担保法を適用することについて申立人の承諾を得ていること、給付金請求された入院の原因となった疾病は特定部位不担保法の適用部位にて発症しており、給付金の支払対象とならないこと等から、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、契約時および給付金請求時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

審理の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。